



## 東邦銀行取引先に対する遺言信託申込み時の割引手数料の適用について

### ～東日本大震災被災者支援の取組み～

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、2017年10月27日（金）より、東邦銀行（頭取 北村 清士）にご預金等をお持ちのお客さまが当行で遺言信託をお申込みした際の執行報酬（手数料）について、割引を適用いたしますので、お知らせします。

この取組みは、東日本大震災の被災者支援を目的としております。両行は今年6月、相続関連業務において業務提携を開始し、これまでお客さまの資産や事業の承継に関するニーズに協働して対応してまいりましたが、東邦銀行と取引があるお客さまで震災の影響により今なお故郷を離れて生活する被災者が多いことを踏まえ、今回、当行の遺言信託の手数料区分を一部見直し、個別に割引を適用することといたしました。

遺言信託において遺言を執行する際、当行は対象財産額に対し一定の料率を乗じた額を執行報酬として受領いたします。執行報酬の料率は通常、財産額に応じて0.540%～1.620%となっておりますが、当行の預金等\*については、一律0.324%となります。今回の見直しにより、東邦銀行及び証券子会社のとうほう証券株式会社の預金等についても0.324%の料率が適用されます。

※当行及び証券子会社のちばぎん証券株式会社に顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等

#### 【遺言信託の執行報酬料率表】

遺言執行対象財産の区分	財産額	料率（消費税込）
当行、ちばぎん証券株式会社、 <u>東邦銀行</u> 、 <u>とうほう証券株式会社</u> に顧客として有する預金、投資信託、有価証券、信託商品等	定めず	0.324%
その他の財産	1億円以下の部分	1.620%
	1億円超3億円以下の部分	1.080%
	3億円超の部分	0.540%

注) ゴシック下線部分が今回の見直し箇所。

以上